



一般電気事業供給約款料金算定規則に基づく
事業者設定基準および燃料費調整制度関係事項届出書

関客発 第 21 号

平成 26 年 12 月 24 日

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 八 木 誠

別表に掲げる一般電気事業供給約款料金算定規則の規定により別紙の
とおり事業者設定基準および燃料費調整制度関係事項を定めたので届け
出ます。

(別表)

一般電気事業供給約款料金算定規則	
第19条の2第8項	特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準
第21条第2項	電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率
第21条第4項	電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して契約種別ごとに定めた単価

(別紙)

特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準
[第19条の2第8項関係]

第19条の2第7項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

料金率は、低圧需要の特別変動可変費に準拠し、使用電力量あたりの負担が等しくなるように設定する。

定額制については、電気の使用形態を勘案し設定する。

(別紙)

電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率
[第21条第2項関係]

石 油	0.3066
液化天然ガス	0.2858
石 炭	0.4235

(別紙)

電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して契約種別ごとに定めた単価
 [第21条第4項関係]

区 分		単 位	単 価 (円. 銭厘)		
定 額	定額電灯 および 公衆街路灯A	電	20Wまで	1 灯	1.645
		灯	40Wまで	"	3.289
			60Wまで	"	4.933
			100Wまで	"	8.222
			100W超過100Wまでごとに	"	8.222
	小型 機 器	50VAまでの機器	1 機器	2.456	
	100VAまでの機器	"	4.912		
	100VA超過100VA までごとに	"	4.912		
制	臨時電灯A		50VAまで1日につき	1 契約	0.066
			100VAまで1日につき	"	0.133
			100VA超過500VAまで100VAごとに1日につき	"	0.133
			500VA超過1kVAまで1日につき	"	1.325
			1kVA超過3kVAまで1kVAまでごとに1日につき	"	1.325
供	臨時電力	1日につき	1 kW	1.392	
	農 事 用 電 力 (脱穀調整用) [附則]	1日につき		1 契約	0.348
0.5 kW			"	0.697	
1 kW			"	1.392	
2 kW			"	2.089	
3 kW			"	0.697	
	3kW超過1kW増すごとに		"		
従 量 制 供 給	従量電灯A, 臨時電灯B および公衆街路灯B	最低料金	最初の15kWhまで	1 契約	3.175
		電力量料金	15kWh超過分	1 kWh	0.212
	上記以外	低 圧	1 kWh	0.212	